

事業者・承継者の皆さまへ

補助金・支援金制度のご案内

周防大島町事業拡大支援 事業補助金

新型コロナウイルス感染症の影響をうけつつも、新商品・新サービスの開発および販路開拓を行い、経営革新および基盤強化の促進に取り組み事業者に対して補助金を交付する事業を実施します。

■補助対象事業

補助金の交付対象となる事業は、令和5年3月31日までに、国の持続化補助金の交付額の確定通知を受けた事業とします。

■補助対象者（次のすべてに該当する場合）

- ・法人については事業所、個人事業主については住所又は事業所を周防大島町内に有すること
- ・補助事業を実施する方であること
- ・町税を滞納していない方

■補助金額

小規模事業者持続的発展事業に基づく補助対象経費から交付を受ける持続化補助金の額を差し引いた額に5分の4を乗じた額とし、上限を50万円とします。

■受付期間

令和5年3月31日(金)まで

※予算額に達し次第、受付を終了します。

■申し込み方法

商工観光課および各総合支所で配付している申請書等に、必要書類を添付のうえ、商工観光課または各総合支所へ提出してください。申請書等は、町ホームページからも印刷できます。

■問い合わせ

商工観光課 商工観光班
☎0820(79)1003

周防大島町承継者支援事業 業支援金

町内の農業法人または農業者、漁業者および商工業を行う法人または個人事業主の円滑な事業承継を促進し、事業を維持拡大させる承継者に対して支援金を交付します。

■対象となる方

町内に住所を有し、農業を営んでいる方、または町内に事業所を有している農業法人を令和4年4月1日以降に承継する方で次のすべてに該当する方。

- ・山口県農業協同組合および山口県農業協同組合中央会が実施する事業承継計画策定支援事業を受けた方、または事業承継後3年以上継続する意思のある方

納期の到来した町税を完納している方

暴力団等の反社会的勢力との関係を有していない方

【漁業】

令和4年4月1日以降に漁業を承継する方で次のすべてに該当する方。

- ・漁業承継する*漁家子弟であつて、町内の漁業協同組合からの推薦を受けられる方
- ・本町に住民登録のある方、または承継後に住民登録の意思のある方

事業承継後3年以上継続する意思のある方

納期の到来した町税を完納している方

暴力団等の反社会的勢力との関係を有していない方

*漁家子弟とは、本人もしくは配偶者の3親等以内の親族が漁業を営む方

【商工業】

令和4年4月1日以降に商工業を承継する方で次のすべてに該当する方。

- ・周防大島町内に本社または本店を置き、5年以上の事業活動の実績のある事業の承継を行う方。

周防大島町に住民登録のある方または、承継後に住民登録の意思のある方。

事業承継後3年以上継続する意思のある方。

- ・事業の被承継者として支援金交付申請をしていない方。
- ・納期の到来した町税を完納している方。
- ・暴力団等の反社会的勢力との関係を有していない方。

■支援金額 20万円

■申し込み方法

農林水産課（農業・漁業）、商工観光課（商工業）および各総合支所で配付している申請書等に、必要書類を添付のうえ、農林水産課（農業・漁業）、商工観光課（商工業）または各総合支所へ提出してください。申請書等は、町ホームページからも印刷できます。

■問い合わせ

【農業】および【漁業】
農林水産課 農林水産振興班
☎0820(79)1002

【商工業】

商工観光課 商工観光班
☎0820(79)1003

